

井川町次世代育成支援後期行動計画



子も親も

地域とともに

育つまち

秋田県井川町

平成22年3月

目 次

第1章 次世代育成支援行動計画について.....	1
1. 計画策定の目的・背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	1
第2章 井川町の子どもを取り巻く環境.....	2
1. 少子化の動向.....	2
2. 家族や地域の状況.....	4
3. 児童虐待・各種相談状況.....	6
4. 保育サービスなどの実施状況.....	7
5. 保育サービスなどの利用状況.....	7
6. 母子保健事業の状況.....	8
7. 教育施設の現状.....	12
8. 既存関連計画.....	13
第3章 計画の体系.....	14
1. 基本理念.....	14
2. 基本視点.....	14
3. 基本目標.....	15
4. 計画体系.....	16
第4章 施策の方向と事業の内容.....	17
1. 地域における子育て支援.....	17
2. 母と子の健康の確保及び増進.....	24
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	27
4. 子育てを支援する生活環境の整備.....	29
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	31
6. 子ども等の安全の確保.....	32
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	33
第5章 計画推進の体制.....	35

第1章 次世代育成支援後期行動計画について

1 計画策定の目的・背景

わが国の少子化は年々進み、社会経済をはじめ、様々な面に重大な影響を与えることが懸念されています。

少子・高齢化の急速な進展と人口の減少は、本町においても同様で、人口に占める高齢者割合の増加と、出生率低下による年少人口の減少が進んでいます。さらに、青壮年層の減少も進んでいます。

少子化の流れを変えるため、これまでに国や自治体において、種々の施策を進めてきましたが、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方自治体、常時雇用者が300人を越える事業主及び特定事業主に、平成16年度までに次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられ、同月成立した「少子化社会対策基本法」とともに、新たに少子化対策に取り組むこととなりました。

この計画を策定するに当たり、0歳～小学児童の親を対象とし、「子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

その内容から、「子どもを生み育てること」についての不安や負担感が有ること、各種保育サービスの充実、女性が安心して就業できる環境づくりなどが必要と考えられます。

本町も、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされ喜びが実感される社会を計画的に構築するための指針として、ここに「井川町次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備、子育て支援に関する今後の取り組みを示すものとして、具体的な保育サービスの充実、母子保健等今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

3 計画の期間

次世代育成支援前期行動計画は、5か年を1期とするものとされているため、平成17年度から平成21年度までの前期計画を検証し、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定しています。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31

後期計画

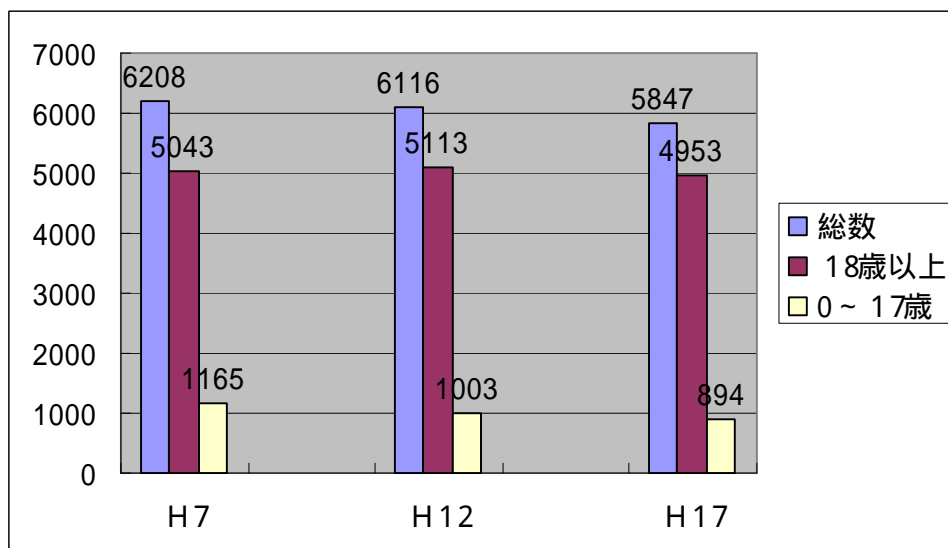
〔見直し期間〕

計画

第2章 井川町の子どもを取り巻く環境

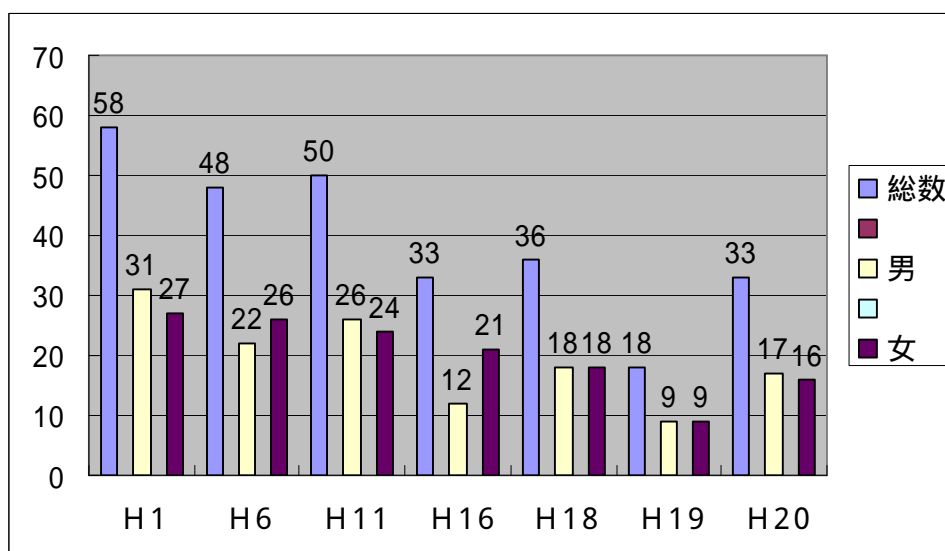
1 少子化の動向

1-1 人口の推移



井川町の人口は昭和30年をピークに減少を続けており、児童人口(0歳～17歳の人口)の減少も大きく、平成7年から平成17年までの児童人口減少率は、23.3%という結果となり、少子化の進行が顕著となっております。

1-2 出生数の推移



出生数についても人口の推移と同じく減少が続いており、近年においては年間30人前後で推移しております。

1 - 3 合計特殊出生率

1人の女性が再生産年齢(15歳～49歳)を経過する間に産むと考えられる子どもの数を表す合計特殊出生率は、平成12年度より急激に減少していて、人口を維持するに必要とされる2.08を大幅に下回っているため、当町においても確実に人口の減少、少子化の進行が見込まれる状況であります。

表-1 合計特殊出生率

	H14	H16	H18	H20
井川町	1.03	H15～19平均 1.29		
秋田県	1.37	1.30	1.34	1.32
全国	1.32	1.29	1.32	1.37

(資料：保健所調べ)

1 - 4 婚姻及び離婚の状況

婚姻率(人口千対)はほぼ横這い状態であるが、秋田県が全国最下位の状況にあり、その中でも15歳～39歳の人口減少の影響により当町においては婚姻率が県平均より低い状況にあることと、離婚率(人口千対)においては全国、秋田県とも減少傾向にあり、当町においては増加がみられ、婚姻数の減少による少子化、離婚数の増加によるひとり親世帯の増加が見込まれる状況であります。

表-2 婚姻数・婚姻率

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
婚姻数(組)	24	19	21	18	13	19	
婚姻率	3.9	3.7	3.5	3.1	2.2	3.3	
秋田県	4.5	4.5	4.4	4.3	4.2	4.0	
全国	6.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	

(資料：秋田県衛生統計年鑑)

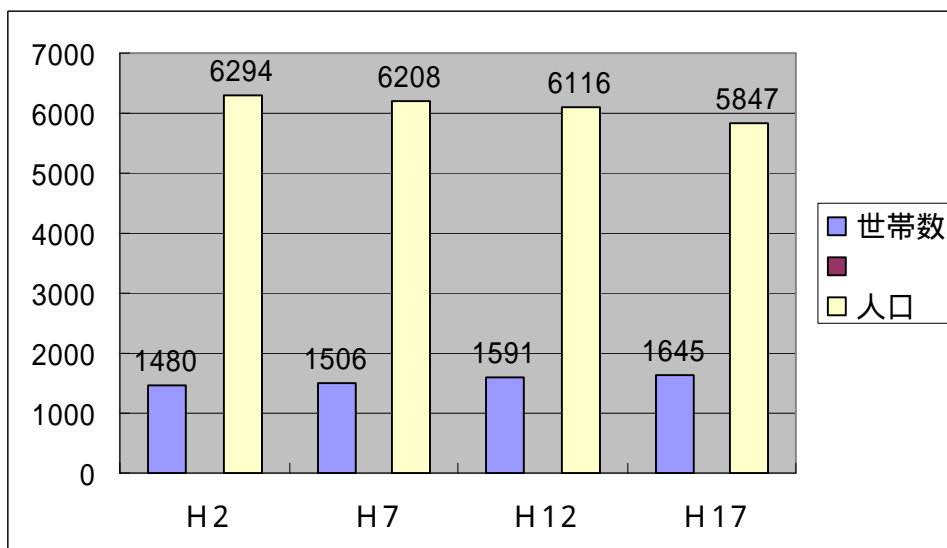
表-3 離婚数・離婚率

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
離婚数	11	7	8	11	8	8	
離婚率	0.80	2.17	1.33	1.88	1.38	1.90	
秋田県	1.89	1.85	1.76	1.63	1.68	1.70	
全国	2.30	2.25	2.15	2.08	2.04	2.02	

(資料：秋田県衛生統計年鑑)

2 家族や地域の状況

2 - 1 世帯数及び世帯家族員数



井川町の世帯は人口の減少とは異なり増加傾向にありますが、一世帯当たりの家族員が昭和60年の4.4人に対し平成17年には3.7人と減少しており、核家族化の進行が顕著となっております。

表-4 一世帯当たり家族員数の推移 (単位：人)

H2	H7	H12	H17
4.2	4.1	3.8	3.6

(資料：国勢調査)

2 - 2 男女別就業者数

就業者数は人口の減少とともに減少しているが、男女別就業割合については男性は減少、女性は増加傾向になっております。

表-5 男女別就業者数 (単位：人)

	H2	H7	H12	H17
男	1.888	1.867	1.697	1.558
女	1.440	1.340	1.247	1.182
計	3.328	3.207	2.944	2.740

(資料：国勢調査)

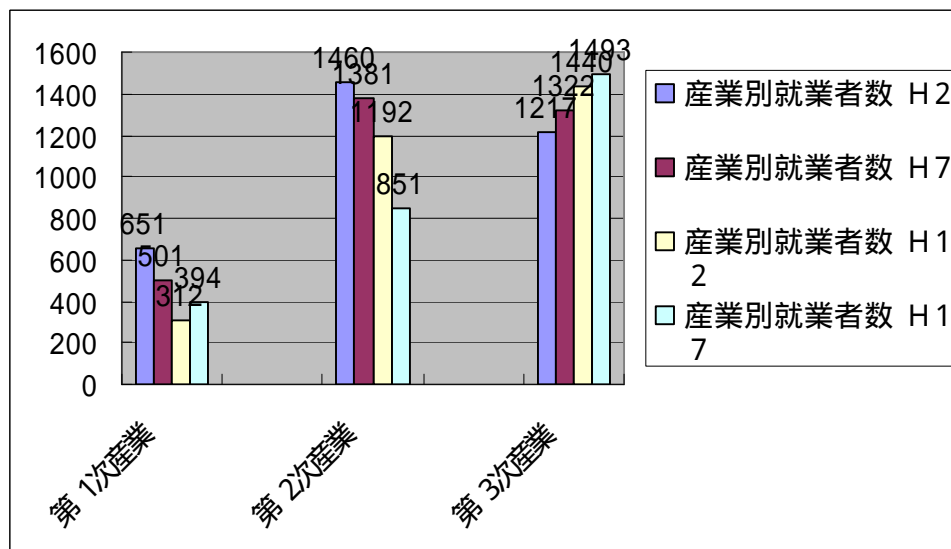
表-6 男女別就業割合 (単位：%)

	H2	H7	H12	H17
男	56.7	58.2	57.6	56.9
女	43.3	41.8	42.4	43.1

(資料：国勢調査)

2 - 3 産業別就業者数

産業別就業者は、第1次産業・第2次産業の就業人口の減少は見られ、第3次産業人口は増加傾向にあり、基幹産業である農林業の脆弱化及び建設製造業の伸び悩みの傾向が顕著に現れております。



3. 児童虐待・各種相談状況

井川町における児童虐待・各種相談件数は把握できないが、秋田県の状況を見ると確実に児童虐待が存在しており、児童虐待を起こさせない地域づくりの必要があり、保健、福祉、教育、医療、警察等から成る要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の発生防止、早期対応、保護、支援を行っております。

表-7 秋田県児童虐待相談の経路 (相談件数)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	施設等 児童福祉	警察等	学校等	その他	計
平成16年度	8	5	23	1	15	4	1	8	9	6	10	0	90
平成17年度	27	4	22	3	7	6	0	6	9	9	37	3	133
平成18年度	30	13	43	3	35	3	2	8	7	14	37	8	203
平成19年度	22	4	27	4	59	9	0	9	10	39	17	22	222
平成20年度	41	2	31	2	54	0	0	13	6	49	9	33	240

(資料：秋田県中央児童相談所)

表-8 秋田県児童虐待相談の主な虐待者 (相談件数)

	実父	父 実父以外の 親	実母	母 実母以外の 親	その他	計
平成16年度	27	6	42	2	13	90
平成17年度	33	4	80	2	14	133
平成18年度	39	12	111	2	9	173
平成19年度	76	9	126	5	13	229
平成20年度	70	8	146	1	7	232

(資料：秋田県中央児童相談所)

表-9 秋田県被児童虐待者の相談種別 (相談件数)

	身体的暴行	ないし 保護の怠情 拒否	性的虐待	心理的虐待	計
平成16年度	41	33	1	15	90
平成17年度	60	57	2	14	133
平成18年度	71	75	4	23	173
平成19年度	83	68	1	77	229
平成20年度	86	63	2	81	232

(資料：秋田県中央児童相談所)

4. 保育サービスなどの実施状況

井川町の保育サービスなどの実施状況は、こどもセンターで通常保育が実施されております。通常保育以外の保育サービスは、平成16年度より行っており、平成17年度からこどもセンターを子育て支援の拠点施設と位置付けて必要なサービスの実施を行ってまいります。

表-10 保育園の設置状況 (単位：か所)

区 分	H19	H20	備考
公立保育園	1	1	

表-11 保育サービスの実施箇所数 (単位：か所)

保育サービス項目	H19	H20	備考
通常保育事業	1	1	
延長保育事業		1	H16年度より実施
一時預かり事業			H17年度より実施
地域活動事業	1	1	
地域子育て支援センター事業			H17年度より実施
放課後児童健全育成事業	1	1	

5. 保育サービスなどの利用状況

保育サービスの実施状況については、通常保育の入所児童数がほぼ横這い状況にありながらも、低年齢層の増加が見受けられるとともに、延長保育・一時預かり保育の需要もあり、平成17年度より一時預かり保育を開始しております。

表-12 保育サービス利用状況

保育サービス項目	H19	H20	備考
通常保育事業 入所児童数 待機児童数	89 0	98 0	4/1現在
延長保育事業			実利用者
一時預かり事業			H17年度より実施
地域活動事業	実施	実施	
地域子育て支援センター事業			H17年度より実施
放課後児童健全育成事業	7	11	登録者

6. 母子保健事業の状況

6-1 妊婦保健対策の状況

井川町では、人口の減少に伴い母子健康手帳の交付件数が減少傾向となっています。

妊婦相談の個別指導においては、10代の妊娠や35歳以上での妊娠が多くなってきており、知識不足またはハイリスク妊婦に対する知識の提供・生活指導の必要性が高くなっています。また、妊娠後期における健診では貧血での有所見率が高くなっていることや、栄養調査における母乳栄養の割合が低くなってきていることから、妊産婦に対する栄養指導の充実を図ることが重要となってきます。

妊産婦が安心して妊娠・出産できる環境づくり、さらには、正しい知識や情報の提供に努めていく必要があります。

表-13 母子健康手帳の交付件数及び妊婦相談件数 (単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20
母子手帳交付件数	36	29	24	31	30
妊婦相談件数	36	29	24	31	30

表-14 妊婦健康診査の状況 (単位：人)

		受診者数	異常なし	所見あり	有所見率(%)	有所見有内訳(延)					尿検査	
						妊娠中毒症	貧血	切迫流早産	糖尿病	その他	蛋白	糖
H16	前期	36	31	5	13.9	0	5	0	0	0	2	1
	後期	36	23	13	36.1	0	13	0	0	0	1	5
H17	前期	30	24	6	20	0	6	0	0	0	0	5
	後期	25	13	12	48	0	12	0	0	0	1	0
H18	前期	25	22	3	12	0	3	0	0	0	1	0
	後期	26	13	13	50	0	13	0	0	0	2	0
H19	前期	29	22	7	24.1	0	7	0	0	0	1	0
	後期	24	13	11	45.8	0	11	0	0	0	2	1
H20	前期	30	26	4	15.4	0	3	0	0	1	0	0
	後期	31	14	17	54.8	0	17	0	0	0	0	0

表-15 栄養調査(3~4か月児)の状況 (単位：人)

	母乳		人工		混合		乳児健診受診者数
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	
H16	8	26.7	13	43.3	9	30.0	30

H17	6	20.0	12	40.0	12	40.0	30
H18	10	33.3	11	36.7	9	30.0	30
H19	7	25.9	7	25.9	13	48.2	27
H20	13	44.8	10	34.5	6	20.7	29

6 - 2 乳幼児保健対策の状況

井川町における乳幼児健診、乳幼児歯科健診は、ともに高い受診率となっており、保護者の育児や保健に対する意識の高さがうかがえます。しかし、その反面、3歳児歯科健診でのう歯保有率が5割を越え、一人平均う歯本数も県平均、全国平均と比べ多く、今後さらなる歯みがき指導・間食の取り方についての指導を強化していく必要があります。

また、ハイリスク児の早期把握と早期対応を図るため未受診者への受診勧奨に努めるとともに、乳幼児健康相談、訪問指導等の充実や各種予防接種の周知徹底など、保護者が不安なく育児できるよう支援していく必要があります。

(1) 乳幼児健診の状況

表-16 乳児健診（4か月）

	対象者	受診者	受診率%	実施回数	有所見数	有所見率%
H16	32	30	93.8	12	3	10.0
H17	30	30	100	12	5	16.7
H18	30	30	100	12	7	23.3
H19	29	27	93.1	12	4	14.8
H20	29	29	100	12	4	13.8

表-17 1歳6か月健診

	対象者	受診者	受診率%	実施回数	有所見数	有所見率%
H16	39	37	94.9	4	4	10.8
H17	44	43	97.7	4	3	7.0
H18	39	38	97.0	4	8	21.1
H19	33	29	91.0	4	4	13.8
H20	30	28	93.3	4	3	10.7

表-18 3歳児健診

	対象者	受診者	受診率%	実施回数	有所見数	有所見率%
H16	50	45	90.0	3	9	20.0
H17	36	34	94.4	3	5	14.7
H18	44	41	93.2	3	4	9.8
H19	44	43	97.7	3	2	4.7
H20	38	34	89.5	3	2	11.8

(2) 歯科保健の状況

表-19 1歳6か月児歯科健診

	H16	H17	H18	H19	H20
受診者数(人)	37	43	38	29	28
受診率(%)	94.4	97.7	97.4	87.9	93.3
う歯保有率(%)	2.7	4.7	2.6	6.9	7.1

表-20 2歳児歯科健診

	H16	H17	H18	H19	H20
受診者数(人)	34	45	35	33	32
受診率(%)	94.4	88.2	97.2	100.0	94.1
一人当たりう歯本数	0.38	0.27	0.31	0.50	0.59
う歯保有率(%)	14.7	15.6	11.4	15.2	15.6

表-21 3歳児歯科健診

	H16	H17	H18	H19	H20
受診者数(人)	45	34	42	43	34
受診率(%)	90.0	94.4	95.5	97.7	89.5
一人当たりう歯本数	1.93	2.15	2.50	2.00	1.97
う歯保有率(%)	44.4	41.2	52.4	51.2	50.0
1人当たりのう歯本数 (県平均)	2.19	2.06	1.73	1.74	1.60
1人当たりのう歯本数 (全国平均)	1.24	1.14	1.06	1.01	

う歯：う蝕になった歯をう歯（齲歯）といい、一般には虫歯として知られる。

う蝕（うしょく、齲蝕とも表記する）は口腔内の細菌が糖質から作った酸により、歯が脱灰されることにより起こる疾患。歯周疾患と並び、歯科の二大疾患の一つである。う蝕は、風邪について一般的な病気で、どの世代でも一般的であるが、歯の萌出後数年は歯の石灰化度が低いため、特にう蝕になりやすい。このため、未成年で特に多い。

(3) 育児教室の状況

表-22 すくすく学級

	H16	H17	H18	H19	H20
対象者(組)	34	32	34	25	25
参加者(延人数)	18	23	28	21	15
実施回数(回)	12	12	12	12	12

(4) 予防接種の状況

表-23 予防接種実施状況

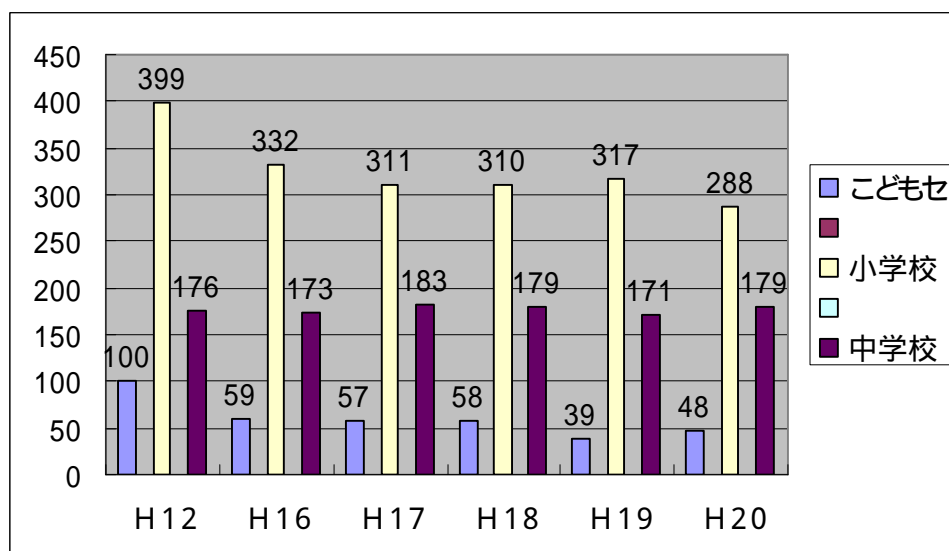
		H16	H17	H18	H19	H20
B C G		34	34	31	26	29
三種混合 期初回	第1回	44	48	33	30	24
	第2回	44	43	32	32	25
	第3回	35	45	31	37	23
三種混合	期追加	39	47	31	37	23
ジフテリア、破傷風2期		55	55	48	66	41
ポリオ	第1回	37	33	32	41	26
	第2回	44	32	42	25	32
風疹	定期分	50	41			
	経過措置	0	0			
麻疹		47	40			
日本脳炎 期初回	第1回	59	0	0	0	0
	第2回	60	0	0	0	0
日本脳炎	期追加	43	0	0	0	0
日本脳炎第2期					0	0
日本脳炎第3期						

7. 教育施設の現状

表-24 教育施設の設置状況

区 分	H20	備考
公立幼稚園	1	
公立小学校	1	
公立中学校	1	

こどもセンター、小学校及び中学校の在学者数の推移は次のとおりです。やや横ばい状態にありますが、今後出生数の減少からすべてにおいて減少していく状況であります。



8. 既存関連計画

計 画 名	第三次 井川町総合振興計画
計画期間	平成13年度～平成22年度
理 念	美しいまち 楽しいまち 健康なまち」
基本方針	1.水 清らかに住みよくやすらぐまちづくり 2.人 すこやかに生きがい育むまちづくり 3.緑 さわやかに発展培うまちづくり 4.心 豊かに個性あふれるひとづくり

計 画 名	井川町男女共同参画計画
計画期間	平成16年度～平成20年度
理 念	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うべき社会
基本方針	1.男女の人権の尊重 2.社会における制度又は慣行についての配慮 3.政策等の立案および決定への共同参画 4.家庭生活における活動と他の活動の両立 5.国際的協調

第3章 計画の体系

1 基本理念

すべての子どもが心豊かに、そして健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育施設などが、子どもが求めていること、子どもにとって必要なことを考え、子どもの権利が尊重される新しい子育て支援社会を形成していけるよう、3つの基本理念を定めます。

- (1) すべての子どもが、その誕生と成長を社会全体から祝福され、生まれてきたことの喜びを感じることによって、豊かな人間性を形成できるまちづくりをめざします。
- (2) 子どもを生み育てる男女が、結婚や出産、仕事に楽しみや希望を感じながら、互いに協力し、安心して子育てができるまちづくりをめざします。
- (3) 地域が、人々の交流をとおして、子育ての楽しさと大変さを分かち合える、生活しやすいまちづくりをめざします。

子も親も

地域とともに

育つまち

2 基本視点

- (1) すべての子どもが 心豊かに健やかに育つこと (子ども)
- (2) すべての親が ゆとりを持って安心して子育てできること (親)
- (3) 地域みんなで支え合い 子育てを温かく見守ること (地域)

3 基本目標

基本理念「子ども親も 地域とともに 育つまち」の実現へ向けて、国の行動計画策定指針で示された内容に準じ、子育てを取り巻く環境などを考慮して、以下の7つの基本目標を定めます。

3 - 1 地域における子育て支援

子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、児童の健全育成、地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進に努めます。

3 - 2 母と子の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保、食育の推進、思春期対策の充実、小児医療の充実に努めます。

3 - 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちの豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育むために、またあわせて、次代の親を育成するために、学校・地域・家庭が相互に連携し地域社会として教育環境を整備し、親も子どもと一緒に育っていくという視点に立ち、安心して子育てを行えるよう、相談や学習の機会などの充実を図ります。

3 - 4 子育てを支援する生活環境の整備

良好な居住環境の確保、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備、安心・安全まちづくりの推進等に努めます。

3 - 5 職業生活と家庭生活の両立の推進

現在の労働環境は十分であるとはいえ、男性の働き方の見直しや意識啓発が必要です。また、就労支援や保育サービスの提供をすることによって、仕事と子育ての両立の推進に努めます。

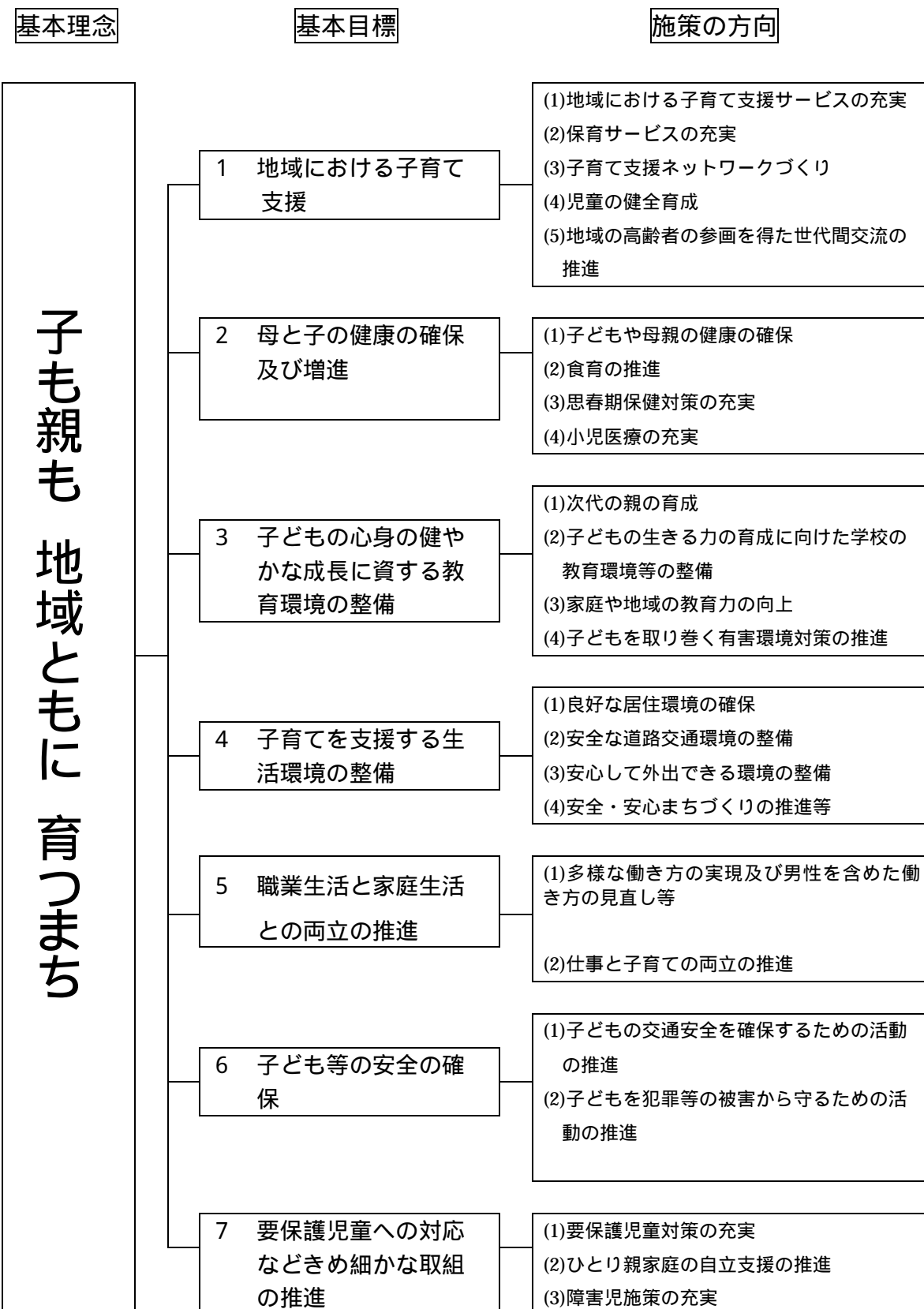
3 - 6 子ども等の安全の確保

交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するために、関係機関等との連携を強め、地域全体における安全体制及び防犯体制の確立に努めます。

3 - 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

要保護児童対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実に努めます。

4 計画体系



第4章 施策の方向と事業の内容

1. 地域における子育て支援

井川町では、地域における子育て支援として、こどもセンターにおける延長保育、一時預かり保育や学童保育に取り組んできました。

なお、平成17年度から子育て支援センターを立ち上げサービスの充実をはかります。子育て家庭の孤立化や負担感の増大、地域における子育て力の低下などが懸念され、いままでの要保護児童や保育に欠ける児童中心から、育児・家事専門家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行うことが求められています。

井川町ではこの観点に立ち、子育て支援サービスの充実を図ります。

1-1 地域における子育て支援サービスの充実

育児・家事専門家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、以下の地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

地域子育て支援センター事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等を実施することにより、地域の子育て拠点施設としてすべての子育て家庭に対する育児支援を行います。

井川町子育て支援センター（平成17年度より）

つどいの広場事業

つどいの広場は、主に乳幼児をもつ親とその子どもを対象に、子育て親子の交流、集いの場の提供、子育てに関する相談等を実施して子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備して地域の情報交換の場として機能することが期待されています。

井川町では、当該事業に準じるものとして、毎週1回の「わいわい広場～さくらっこ～」を健康センター及びこどもセンターで行っています。また、こどもセンターでの諸行事への参加も呼び掛けて、育児・家事専門家庭の親子との交流の場も提供しています。

わいわい広場 毎週1回、健康センター及びこどもセンターで実施

一時預かり事業

育児・家事専業家庭等の育児疲れ解消、急病や急な仕事が入った等の緊急的な保育サービスとして、こどもセンターにおいて平成 17 年度より一時預かり事業を実施します。今後は需要の動向を見極めながら拡大に努めます。

一時預かり事業　こどもセンターで実施　（平成 17 年度より）

病後児保育事業（施設型・派遣型）

「病後児保育」とは、現在こどもセンターに通園中の子どもが病気の回復期にあり集団保育できないときで、保護者が勤務の都合・けがや病気・出産等の理由により家庭で保育できない場合、預けることができる制度です。

この保育サービスには、医療機関などに保育機能を付加する施設型、こどもセンターに病後児保育室を併設し、専門の看護師や保育士等を配置して行う施設型（こどもセンター併設型）及び看護師を派遣する派遣型があります。

病後児保育事業については、医療機関等との連携が必要であり、現状での実施は困難であるが、需要の動向により実施の可能性も含めて検討を進めます。

病後児保育事業　需要の動向により検討を進める

ショートステイ・トワイライトステイ事業

ショートステイ・トワイライトステイ事業とは、保護者の病気や仕事等の社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間預かり、保護者に代わって児童の養育を行う制度です。

この事業については、児童養護施設等との連携が必要であり、現状での実施は困難であり、今後の検討とします。

ショートステイ・トワイライトステイ事業　当面の実施予定なし

ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業とは、「子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（講習を受けた提供会員）」が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織のことで。

この事業の実施にあたっては、利用会員と提供会員との合計数や需給バラ

ンスなど、ある程度の市町村規模でないと事業として成立しないといわれており、現状での実施は困難であり、今後の検討とします。このため、こどもセンターによる一時保育事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実に努め、住民の需要に対応します。

ファミリーサポートセンター事業 当面の実施予定なし

学童保育（放課後児童健全育成事業）

学童保育は、両親が共働きであるなどで、昼間、保育者が不在である概ね10歳未満の学童を、学校やその他の施設等で放課後一定時間保育する事業です。

現在井川町では、こどもセンターで小学校1年生から3年生までを対象に実施しております。

井川こどもセンターで実施

町の子育て支援事業に関する情報提供・相談・助言及び利用のあっせん等の実施

上記に掲げる子育て支援事業をはじめとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を把握し、保護者への情報の提供・相談・助言及び利用のあっせん等を行います。

広報いかわによる情報提供

子育て支援センターでの相談・助言等

子育て通信「さくらっこだより」による情報提供

1 - 2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

井川町では、平成10年度に幼稚園と保育園の共用施設「井川こどもセンター」を建設し、幼保一体保育を実施し、同じ施設内での園児の相互交流を実現しております。今後の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供や保育サービスに関する積極的な情報提供を行ない、保育サービスの充実に努めます。

通常保育事業

現在井川町では、こどもセンターにおいて月曜日～土曜日の間、通常保育を実施しております。

今後は、需要の動向を見極めながら、障害児保育、産休明けの乳児保育等サービスの充実に努めておりますが、地域活動事業の積極的な実施を含め、保育内容の更なる充実に努めます。

通常保育事業 井川こどもセンター

延長保育事業

現在井川町では、こどもセンターにおいて月曜日～土曜日の間18:00～19:00を延長時間とする延長保育サービスを提供しています。ニーズ調査の結果によると、現在実施している30分延長保育を越える1時間延長保育の需要が見とめられ、今後保育時間の拡充についてその動向を見極めながら検討を行います。

延長保育事業 18:00～19:00の1時間延長保育の実施

夜間保育事業

夜間保育とは、開所時間が概ね午前11時から午後10時までの11時間で、開所時間の前後に7時間までの延長保育が実施できる「夜間保育所」において行うものであり、現在井川町では、「夜間保育所」の設置はありません。

ニーズ調査の結果によると、推計ニーズ量は殆ど無く、事業として成立する数に達しないものでありその実施については今後の需要の動向を見極めながら実施体制の検討等を行います。

夜間保育事業 当面の実施予定なし

休日保育事業

休日保育とは、就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日などに勤務している保護者のため、日曜日・祝日などにおいて保育を実施するものであり、現在井川町では、この休日保育を実施していません。

ニーズ調査の結果によると、推計ニーズ量は7人と算出されましたが、事業として成立する数に達しないものであり、その実施については、今後の需要の動向を見極めながら実施体制の検討等を行います。

休日保育事業 当面の実施予定なし

特定保育事業

特定保育事業とは、満3歳未満児を対象に保護者の就労状況により「週2・3日の利用」又は「午前中ないし、午後だけの利用」が可能な保育事業であり、現在井川町では、この特定保育事業を行っていません。

ニーズ調査の結果によると、推計ニーズ量が少ないことから、その実施は不要とします。今後の需要には一時預かり事業で対応するものとします。

特定保育事業 当面の実施予定なし

保育サービスに関する積極的な情報提供

上記に掲げる保育サービスの情報提供を多様な手段により積極的に実施します。

こどもセンター報の発行
 こどもセンターパンフレット
 こどもセンターホームページ
 広報いかわ
 井川町ホームページ 等

保育サービス評価など保育サービスの質を担保する仕組みの導入・実施
 保育サービスの質を確保するため、第三者的視点からのサービス評価及び指導を実施し、評議委員会において評価内容に基づいて保育サービスの改善検討を行います。

また、保育士の資質向上のため、研修・研究機会への積極的な参加に努めます。

研修・研究機会への積極的な参加

1 - 3 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワーク化を図ります。

また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップやガイドブックの作成・配布等による情報提供を積極的行います。

さらに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等に努めます。

子育て支援サービス、保育サービスの情報のネットワーク化
 子育て支援に係る人的ネットワーク作り
 子育てマップの作成、県や外郭団体等にて作成されたハンドブック・
 ガイドブックの積極的な配布の実施
 広報いかわによる子育てに関する意識啓発の実施

1 - 4 児童の健全育成

明日の郷土の主演となる児童が明るい夢と希望を持ち、心身ともに健やかに成長することは、町民すべての願いであります。最近の児童（青少年）を取り巻く環境が多様化している中で、児童（青少年）の意識や行動を正確にとらえながら、地域全体の問題としてとらえ、家庭、学校、地域社会、行政などがそれぞれの機能の充実と、一層の連携を図りながら児童（青少年）の健全育成に積極的に取り組みます。

また、地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

児童健全育成の広報啓発活動の推進
 青少年のボランティア活動等の促進
 地域における青少年育成活動の促進
 健全な家庭づくりの推進
 親の会・子ども会の育成
 児童館活動の推進
 児童公園等遊具施設の安全管理の徹底

1 - 5 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

地域における子育て支援の各種施策を実施するにあたり、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を行います。こどもセンター児による老人福祉施設への訪問活動や敬老式での歌と踊りの披露など、高齢者と子どもとの交流を推進します。地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進します。

こどもセンター児童による老人福祉施設への訪問活動
 こどもセンター児による敬老式での歌と踊りの披露
 こどもセンター児童と老人クラブの交流
 （小・中学校児童生徒と地域の高齢者との町内花壇の花植えや、老人クラブの学校花壇花植えの指導と手伝い）

「地域における子育て支援」の目標事業量の整理

「地域における子育て支援」の領域の事業に関し、具体的な取組を推進するため、以下の事業について目標事業量を掲げます。

サービス項目	平成21年度実績		備考
地域子育て支援センター事業	こどもセンター併設型 1箇所		平成17年度より実施
つどいの広場事業	子育て支援センター		-
一時預かり事業	1箇所		-
病後児保育事業(施設型)	-	-	-
病後児保育事業(派遣型)	-	-	-
ショートステイ事業	-	-	-
トワイライトステイ事業	-	-	-
ファミリーサポートセンター事業	-	-	-
学童保育 (放課後児童健全育成事業)	1か所		
通常保育事業	1か所 (定員90名)		-
延長保育事業	1時間延長の実施 1か所		-
夜間保育事業	-	-	-
休日保育事業	-	-	-
特定保育事業	-	-	

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

井川町の母子保健は母子保健事業の推進、母子医療対策の充実などにより、妊産婦や乳児死亡率の低下をはじめ、母子保健水準はレベルアップされております。

しかし、近年、少産少子による人口の高齢化、核家族化、女性の社会進出、育児情報の氾濫など、母子を取り巻く環境に大きく変わりつつあり、それに伴う育児不安や児童虐待といった新しい問題も発生しております。これからの本格的な「少子高齢化社会」を迎えるにあたり、人生の出発点に位置する母子保健は、生涯を心身ともに健康に過ごすためにも、さらに重要な役割を担うことになり、今後はより一層、母子の健康の確保及び増進を図るため地域や母親のニーズに対応した施策を実施します。

2 - 1 子どもや母親の健康の確保

母子の健康の確保及び増進を図るため、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を強化し、安心して出産・育児ができ、子どもの健やかな成長をめざして、地域における母子保健施策等の充実に努めます。

妊娠から出産が安心してできる体制の推進

妊婦自身が健康管理できる環境づくりを推進するとともに、妊娠期における異常の早期発見・治療ができる体制づくりを推進します。

母子健康手帳の早期交付及び必要性のPR
 母子健康手帳の活用方法の指導
 妊婦一般健診及び妊婦歯科健診の実施
 不妊専門相談センターの紹介
 喫煙妊産婦に対する保健指導
 ハイリスク妊婦への適切な生活・栄養指導
 就労妊婦の健康管理に対する指導
 妊婦健診で所見のある妊婦に対する訪問指導

子育てが楽しく安心してできる体制の推進

育児に対する不安や悩みが解消できるように、情報提供や相談事業等を実施するとともに、子育ての環境を整備し子育てが楽しく安心してできる体制づくりを推進します。

育児に対する不安や悩みの相談しやすい体制の推進
 低体重児に対する訪問指導体制の確立
 乳幼児事故防止についての指導・助言
 健診未受診者や予防接種未接種者に対する受診勧奨

子ども虐待に対する連絡体制の強化と未然防止の推進
 子育てボランティアの積極的な活用
 育児教室（すくすく学級）の開催

子どもが心身ともに健やかに成長できる体制の推進

乳幼児の疾病を未然に防止することに努めるとともに、予防接種による感染症の予防に努める。

乳児期（４・７・１０・１２か月）健診の実施
 幼児期（１歳６か月・３歳）健診の実施
 歯科健診（１歳６か月・２歳・３歳）の実施
 虫歯のない子どもの広報掲載
 予防接種についてのPRの実施

疾病や障害を持つ子どもが地域で安心して生活できる体制の推進

疾病や障害を持つ子どもが地域で安心して生活できるように、こどもセンター、学校と連携をとり、必要な保育や療育が受けられるように支援を行います。また、疾病や障害をもつ親たちが安心して相談できる体制づくりを推進します。

３歳児精密検査の実施による早期発見
 関係機関との連携による状況把握と継続支援
 保健・医療・福祉の連携による各種サービスの情報提供

２ - ２ 「食育」の推進

現在、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちの間に生じています。この問題の解消に向けて、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要があります。

このため保健・教育分野を始めとして、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図るため、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供に取り組みます。

こどもセンターでの行事や給食の中でアトピー等の症状に対する除去食の提供
乳幼児健診、健康相談での情報提供・試食
育児教室（すくすく学級）における栄養指導 等

2 - 3 思春期保健対策の充実

最近、10歳代の妊娠や未婚の妊婦が増えてきており、命の大切さや健全な家庭生活を営むための父性・母性を養うための環境づくりを推進します。

また、10歳代の人工妊娠中絶、性感染症にかかる率の増大等の問題に対応するため、性に対する健全な意識を持つことや、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。さらに、喫煙や薬物等に関する教育、学童・思春期における心の問題について地域における相談体制の充実等を進めます。

(広域連携のもと検討)

高校生を対象とした「ふれあい体験学習」の実施
性や性感染症予防に対する情報提供
学校養護教諭との連携や相談機関の紹介

2 - 4 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものです。このため、小児医療の充実・確保に取り組む必要があります。特に小児救急医療については積極的に取り組むことが必要です。井川町単独での取り組みは困難であり、今後近隣市町村と広域的連携を図りながら対応を検討していきます。

小児医療の充実・確保 広域的連携のもと対応を検討

3 . 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

井川町では、子どもの心身の健やかな成長に資するため、子どもを取り巻く教環境の整備に努めます。特に、地域の子どもの健全育成を地域で支援するための積極的な施策を実施します。

3 - 1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発に努めます。

特に、中学生、高校生等が、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、こどもセンターを中心に、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

こどもセンターでの父親を対象とした子育て講座等の実施
こどもセンターでの高校生等ボランティアの受け入れ
男女共同参画推進連絡会議・懇話会での協議・推進

3 - 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

生活形態の変化に伴う就学前の保育や教育についての多様な保護者ニーズに適切かつ柔軟に対応し推進に努めます。

地域の伝統芸能・行事への子どもたちの積極的な参加や地域の人材を学校の授業に活用するなどにより、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるような、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等までを含めた確かな学力向上に努めます。

また、地域指導者によるスポーツ少年団の指導等により、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力の育成に努めます。

さらに、通学路の点検を実施し、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に行います。

伝統芸能・行事への子どもたちの積極的な参加
地域の人材を活用した授業の実施
地域指導者によるスポーツ少年団の指導
スポーツ少年団の総合スポーツへの取り組みの推進
町内交流の実施子ども会による交流の実施
通学路の点検・安全の確保

3 - 3 家庭や地域の教育力の向上

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うほか、井川町の豊かな自然環境等の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実に努めます。

体験活動の支援
児童館活動の充実
家庭教育に関する学習機会の推進

3 - 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

大人の倫理観や青少年の規範意識の低下、性を売り物にする有害な図書類の氾濫などにより、急激に子どもたちを取り巻く社会環境が変化しております。特にインターネットによる性情報等の無規制状態、携帯電話による出会い系サイトや迷惑メールでの誘惑や落とし穴、図書类等自動販売機による有害ビデオやがん具類等の無人販売など子どもたちの健全な育成を阻害するおそれのある有害情報が問題となっております。

有害な図書類等を子どもたちの目や手に入らないための運動をするとともに、有害環境の浄化のため活動を「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例」に基づき積極的に推進します。

有害環境の浄化に関する啓蒙活動の実施
有害環境の浄化に関する関係機関との協議
図書类等自動販売機の一斉総点検の実施

4. 子育てを支援する生活環境の整備

井川町では、子育てを支援するため、安全で人にやさしい様々な生活環境の整備に努めます。

4 - 1 良好な居住環境の確保 ()

室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス症候群への対応が求められております。井川町では、公共施設の新設・改築時を通じてシックハウス対策の推進に努めます。

公共施設におけるシックハウス対策の推進

()「シックハウス症候群」:住宅の健在に含まれる化学物質などが原因で、目がチカチカする、のどが痛む、めまい・吐き気・頭痛がする、などの体調不良や健康障害が起こる現象を言います。特に新築住宅やリフォームした住宅で多く発生し、1996年以降患者数が急増するなど大きな社会現象となっています。

4 - 2 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安心・安全に通行することができる道路交通環境を整備するため、道路照明灯、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化などに努めます。

交通安全施設の整備の推進 歩道のバリアフリー化の推進

4 - 3 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるように、冬期交通の確保のためのきめ細かい除排雪システムの確立を図ります。

また、道路、公園、公的建物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

きめ細かい除排雪システムの確立 道路、公園、公的建物等におけるバリアフリー化の推進 学校、こどもセンター、公園等遊具の安全管理の徹底 公共施設等における子育て支援トイレ整備の推進

4 - 4 安全・安心まちづくりの推進等

井川町では犯罪件数が少なく比較的安全ですが、社会全体では犯罪の広域化、凶悪化が顕著になってきており、特に犯罪の低年齢化は社会問題となっております。命を尊ぶ平和な町をめざして、子どもが犯罪等の被害に遭わないように、犯罪未然防止のため、防犯協会などの関係機関と連携を強め、自主自立の防犯意識の啓蒙、啓発を推進します。

防犯意識の啓蒙、啓発の推進

通学路の点検・安全の確保（再掲）

防犯委員による町内巡回

防犯灯の設置推進

5 . 職業生活と家庭生活との両立の推進

井川町では、子育て家庭を支援するとともに、男女共同参画社会の実現に向け職業生活と家庭生活との両立の推進に努めます。

5 - 1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

生活の中に潜む男女差別をなくし、男女が多様な生き方や働き方を選択できるよう、固定的な性別分担意識の解消に努めるとともに、これまで仕事に偏りがちだった男性の意識改革を図りながら、男女が共に働きやすい職場環境づくりを促進するための「働き方の見直し」を進めるなど、事業所等への啓発に努めます。

広報・啓発・情報提供等の推進

国・県との連携強化及び事業所等との協調・整合

5 - 2 仕事と子育ての両立の推進

子育ては女性の仕事という意識の改革を図り、家庭全体で担っていく気運を醸成していくとともに、子育てを社会的に支援する体制の整備として、保育サービスや学童保育等の充実に努めます。

育児休業制度活用の推進

保育サービスや学童保育等の充実（再掲）

6. 子ども等の安全の確保

児童を被害者とする凶悪犯罪の増加や、学校や遊び場における事故が後を絶たない状況で、子どもを事故や犯罪から守る必要があります。子どもの安全確保のためには、子ども自らが自分の体を守ることを教えるとともに、親を含めた地域での普段からの安全対策が必要です。

井川町では、子ども等の安全を確保するため積極的な施策を実施します。

6 - 1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、こどもセンター、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

交通安全教育の推進

警察、学校、こどもセンター等との連携により、幼児期からの段階的な交通安全教育を推進するため、参加・体験・実践型の交通安全教育に努めます。

交通安全教室等の実施（五城目警察署との協力体制）
通学路への安全啓発看板の設置
交通安全街頭指導の実施

6 - 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯協会等関係機関との情報交換を行いながら、住民の自主防犯行動を促進します。

また、子ども自身が犯罪の被害に遭わないようにするため、体験・実践型の防犯教育に努めます。

防犯協会等関係機関との情報交換の推進
防犯教室等の実施（五城目警察署との協力体制）

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

障害のある子どもや養護を必要とする子ども、また、ひとり親家庭などに対し、ハンディキャップにかかわらず健やかに成長できるよう、必要な支援を行います。

7 - 1 要保護児童対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずることが必要です。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が望まれます。

このため、発生予防として、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業に注力します。

また、虐待の早期発見・早期対応として、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備など、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

こどもセンターによる入園時、日常保育での早期発見
子育て支援事業による各種相談（再掲）
関係機関との連携強化

7 - 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加等によりひとり親家庭が急増している中で、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

このため、こどもセンターの入園に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行います。

こどもセンターへの優先入園の実施
県のひとり親家庭支援策との連携・広報
県母子寡婦福祉連合会の実施する事業の広報

7 - 3 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。

また、こどもセンターにおける障害児の受け入れを推進します。

3歳児精密検査の実施による早期発見（再掲）

こどもセンターによる心身の発育・発達状況調査等での早期発見
教育相談、就学指導体制の充実

障害児に対する教育の充実

関係機関との連携による状況把握と継続支援

第5章 計画推進の体制

1. 取組の基本姿勢

次世代育成支援行動計画の推進に当たっては、次のような基本姿勢に立ちます。

総合的な施策の展開

この計画を、子育てを支援する総合的な行政計画と位置づけ、庁内・外の推進体制を整えます。

行政だけでなく、家庭や地域、事業所等とも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

具体的な進捗状況の説明

数値目標の達成状況などについて、計画の進捗状況を定期的に公表します。

2. 計画の推進体制

次世代育成支援行動計画の促進は、広範多岐に渡るため、関係部局との連携を保ち、施策の実効性の確保に留意しながら、効率的に推進します。

3. 計画推進のための連携・協働体制

「第三次 井川町総合振興計画」をはじめ、関連する計画等との整合性を保ちながら、次世代育成支援行動計画推進のための連携を強化します。

関係各種団体や事業所等との協働体制を構築し、広がりを持った次世代育成支援対策の実施を図ります。

4. 計画の進行管理

次世代育成支援に関する施策を効果的に推進するため、現状や問題点について把握し、この行動計画の定期的な進行管理を行います。

年度事業計画の策定

この行動計画は、各年度の事業計画を策定し進めます。

実績の把握

この計画は、各年度の事業実績によりその状況を把握します。

結果の公表

把握した各年度の状況については、その都度公表します。

計画の変更

計画期間中であっても計画の内容についての必要な検討を行ない、緊急な課題や新たな課題への取組が必要となった場合は、この計画に取り込むものとします。